

「環境基本条例に基づく環境総合計画について」
大阪府環境審議会環境総合計画部会報告（骨子案）

目 次

はじめに

基本となる視点

計画の枠組み

- 1．計画の位置づけ
- 2．計画の期間
- 3．計画の対象
- 4．計画の構成

目標

- 1．長期的な目標
- 2．中期的・短期的目標

施策展開のあり方

- 1．参加・行動
- 2．4つの基本方向
- 3．共通的事項

計画の効果的な推進

基本となる視点

- ・環境に関する取組みは、環境総合計画に基づき推進されており、平成14年の計画策定から現在に至るまでの間、各分野において着実な進展を見せている。
- ・例えば、大気汚染については、平成20年度に浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の環境基準を全測定局で達成した。温暖化防止対策については、条例に基づく対策計画書や報告書の届出の義務化やエコ燃料の普及促進など、先駆的な取組みが進められている。
- ・今後はこうした対策をより一層進展させるとともに、低炭素社会の構築、生物多様性の保全などの時間的・空間的な広がりを持った課題や、水環境に対するニーズの高度化・多様化といった今日的な課題に適切に対処することが重要である。
- ・このため、新しい環境総合計画の策定に当たっては、現行計画の基本理念や方向性を継承しつつ、特に以下の点に留意する必要がある。

(1) 持続可能な経済社会システムの構築

- ・人の活動に伴い発生する環境負荷は、今や地域循環圏だけでなく、地球が許容できる容量を超え、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の低下等の様々な問題が生じている。
- ・この状況を打開し、子孫に良好な環境を残していくためには、「低炭素」や「循環」、「生物多様性」等の観点を現在の経済社会システムに組み入れ、産業構造や都市構造等の変革につながる行動を促していく必要がある。

(2) 地域発の取組みの推進

- ・府域には環境・エネルギー産業が集積しており、そのポテンシャルを活かして環境のブランド化を図り、関西、日本、そして世界をリードしていくべきである。
- ・また、経済や交通、生態系等の関西圏のつながりを踏まえ、関西の中の大阪という視点に立ち、広域連携施策を一段と進めるとともに、環境分野における地域主権の早期確立を図る必要がある。

(3) 府民が主役

- ・環境関連施策の推進には、府民、事業者、NPO、行政等のあらゆる主体の実践が必要であるが、その取組みが地域に浸透し定着するためには、地域社会全体にその意味が適切に理解され支持されることが不可欠である。
- ・地域社会の主役は府民であることから、事業者、行政等は「府民とともに取り組んでいく」という姿勢が重要であり、情報発信力の強化、交流の場や機会の提供などにより、一人でも多くの府民の参加と行動を促し、府民の主体的な活動を支援していく必要がある。

計画の枠組み

1. 計画の位置づけ

(1) 環境基本条例との関係

- ・環境基本条例第9条第1項に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

(2) 他の行政計画との関係

- ・「将来ビジョン・大阪」で示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化する。
- ・また、府の他分野の行政計画や国、近隣府県及び府内市町村の環境関連計画等とも連携を図ることが重要である。
- ・なお、計画策定に伴い、環境関係の個別計画を必要に応じて策定又は改定する必要がある。

2. 計画の期間

- ・計画の期間は、2020（平成32）年度までの10年間とすべきである。
- ・環境をめぐる社会変化に柔軟に対応するため、5年後など中間段階での計画の総点検及び見直しが必要である。
- ・産業構造や都市構造など社会のあり方が変わりうる時期である2050年を見通しておく必要がある。

3. 計画の対象

(1) 計画の対象地域

- ・「大阪湾を含む大阪府全域」とすべきである。
- ・関西の中の大阪という視点に立つとともに、関西広域連合（仮称）での取組推進や近隣府県との連携強化を積極的に図っていくべきである。

(2) 対象とする環境の範囲

- ・環境基本法に掲げられている環境の範囲にとどまらず、文化と伝統の香り高い環境なども含む環境基本条例第7条の「施策の基本方針」に掲げる環境の範囲を対象とすべきである。

4. 計画の構成

- ・計画の全体構成は図1に示すとおりとし、中長期的な目標を設定するとともに、その実現に向けた基本方針を掲げる。
- ・また、主要課題については、具体的な手順をロードマップとして示し、さらに重点プロジェクトの策定についても検討すべきである。

主要課題の抽出

- ・計画の対象とする範囲は幅広いため、内容が総花的になりがちであるが、今後の取組みに当たっては、メリハリをつけた効果的な実施が求められる。
- ・このため、府域において特に取組みを強化すべき課題を主要課題として明らかにした上で、その解決のために重点的に取り組む必要がある。

バックカスティング手法によるロードマップの提示

- ・バックカスティング手法()を用いて、目標実現に向けたロードマップを描くことにより、当初想定している施策の到達目標を理解することができ、目標に到達しない場合はどのような追加的な対策を検討する必要があるかを議論することができる。また、事業者や府民等も今後の方向性を予め見通した上で、事業活動や日常生活を行うことが可能となる。
- ・主要課題については、目標の実現に向けたロードマップを描き、それを様々な関係者と共有しておくべきである。

バックカスティング手法

将来像を設定し、そこから現在を振り返って必要な政策が何かを求めていく手法

重点プロジェクトの策定

- ・ロードマップの中では、それぞれの主要課題について、目標実現に向けた特徴的なプロジェクト（3年程度）を検討すべきである。

【府全体】

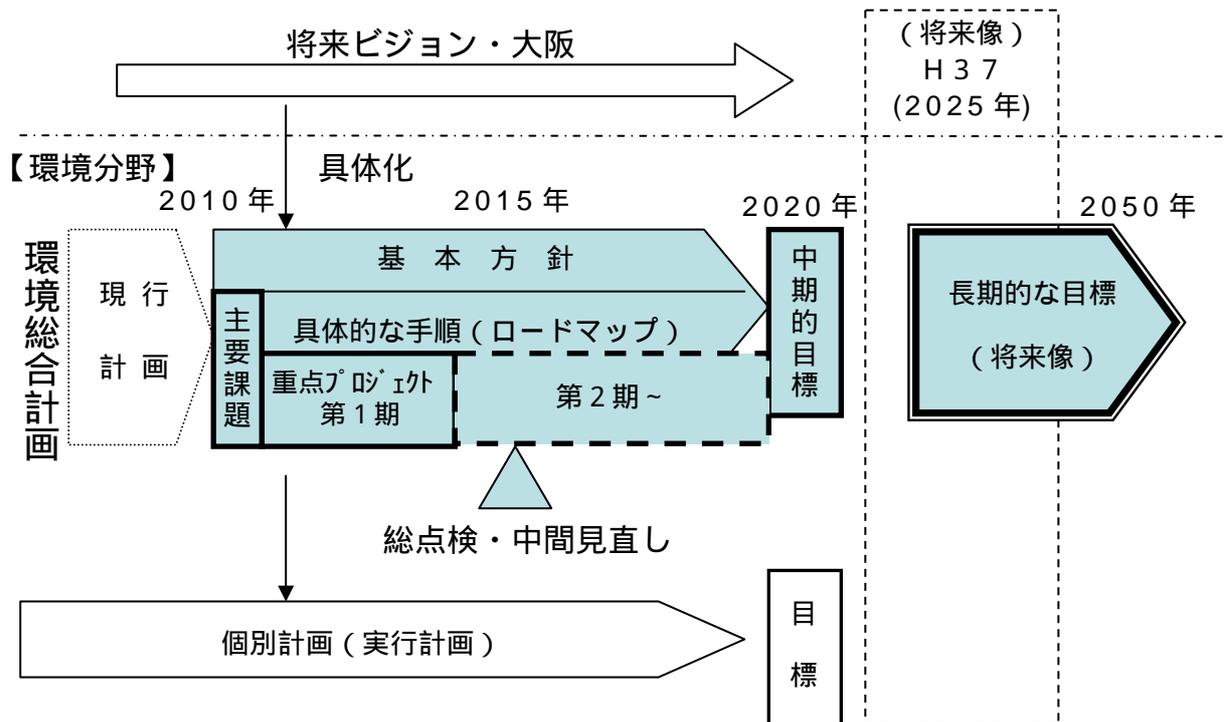


図1 計画の枠組み

目標

- ・持続可能な経済社会システムを構築するには、産業構造や都市構造等の社会のあり方そのものを変革する必要があり、計画の期間を超えた長期に渡る取組みが必要とされる。
- ・このため、まず長期的な目標として目指すべき将来像を位置づけた上で、そこに至るための目標を中期的・短期的目標として具体的に設定していく必要がある。

1. 長期的な目標

(1) 目標年次

- ・既存の都市構造や産業構造が転換しうる時期であり、また地球温暖化や生物多様性の目標について国際的な議論がなされている年次である、2050年度を長期的な目標年次とすべきである。

(2) 長期的な目標

- ・かけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐことは、現在の世代の責務である。
- ・高度に都市化が進み、人口が集中する大阪には、環境と経済を両立させた持続的な発展への先駆者としての役割を担っていくことが求められている。
- ・また、あらゆる主体の協働により、生活の質を保ちながら環境への負荷が少なく、豊かな自然が保たれ、景観や歴史などの文化の香りあふれる地球にやさしい都市づくりを進めることが大切であり、目指すべき将来像は次のキーワードを基本とすべきである。

環境への負荷が少なく、ゆとりと潤いがある
「豊かな持続可能都市・大阪」

- ・なお、主要課題毎にも目指すべき将来像を設定すべきである。この際、将来像は中期的・短期的目標を設定する際の指針となることから、可能な限り具体的に分かりやすく示すことが重要である。

2 . 中期的・短期的目標

(1) 目標年次

- ・ 計画期間の最終年次である10年後の2020年度を中期的目標年次とする。
- ・ 短期的な対応が求められる課題については、より短期の目標年次も設定すべきである。

(2) 目標設定に当たっての方針

アウトカム目標の重視

- ・ 活動実績等のアウトプット目標も必要であるが、目指すべき将来像を達成するという目的から考えると、取組みの結果としてどのような成果がもたらされるかというアウトカム目標を重視すべきである。
- ・ なお、アウトカム目標は、定量的な目標であることが望ましい。

各主体の取組目標の明確化

- ・ 全体の目標を達成するためには、各主体の果たすべき役割を明確にした上で、府民、事業者、行政など主体毎に区分した目標を設定し、各主体による取組みの進捗状況が把握できるようにしておくべきである。

わかりやすい目標の設定

- ・ 様々な主体の参加のためには、わかりやすい目標を設定することが重要である。
- ・ また、達成感が得られるような目標設定も大切である。

施策展開のあり方

- ・目標の実現に向けて、あらゆる主体の「参加・行動」の下、「低炭素」、「循環」、「健康・魅力」及び「生物多様性」の4つの基本方向により施策の展開を図るべきである。

【あらゆる主体の「参加・行動」】

参加・行動	あらゆる主体の積極的な参加・行動
-------	------------------

【4つの基本方向】

低炭素	二酸化炭素の排出削減・熱負荷の削減
循環	廃棄物の減量、物質循環の徹底
健康・魅力	健康的で魅力あふれる地域の創出
生物多様性	生物多様性の保全と持続可能な利用

1. 参加・行動

情報発信力の強化

- ・大阪の環境の状況を的確に府民、事業者等に伝えていくことがまず重要である。
- ・また、環境配慮の実践行動につなげていくためには、府民、事業者等がその必要性やメリットを充分理解していることが必要である。
- ・このため、環境情報の発信力を強化するとともに、環境教育を積極的に推進していくべきである。

環境コミュニケーションの促進

- ・環境の一層の改善を図るためには、府民、NPO等による主体的な活動が広がり、地域に定着していくことが大切であり、様々な主体間の交流の場や機会が増えていくよう支援していく必要がある。

環境配慮行動の動機付け

- ・環境配慮行動の促進には、その努力が社会に評価され、報われることが大切であり、大阪人気質を踏まえつつ、行動に対して何らかのインセンティブが伴う

仕組みの導入を検討していくべきである。

2. 4つの基本方向

(1) 低炭素

- ・二酸化炭素の大幅な排出削減は、これまでの対策の延長線上では達成できず、あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れていく必要がある。また、二酸化炭素の排出削減と併せて、ヒートアイランド現象を緩和する視点が不可欠である。
- ・今後は、新エネルギー・省エネルギー技術を最大限に活用した低炭素型の産業構造への転換や、公共交通機関を軸とし、エネルギー利用効率の高い低炭素型の都市構造への転換が必要である。このため、適切に手法を組み合わせ、領域横断的に施策を展開していく必要がある。

(2) 循環

- ・持続可能な社会を構築するためには、天然資源の枯渇を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会、すなわち「循環型社会」への転換が求められている。
- ・その実現には、廃棄物等(1)の発生の抑制、循環資源(2)が発生した場合の循環的な利用の促進、循環的利用ができない廃棄物の適正処理の確保が不可欠であることから、発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再生利用(リサイクル)の3Rを中心とした取組みの一層の強化が求められる。

1 廃棄物等：廃棄物として処分される物品と循環的な利用に供される物品の総称

2 循環資源：廃棄物等のうち、再生利用が可能である等、有用なもののこと

(いずれの用語も、循環型社会形成推進基本法の定義による)

(3) 健康・魅力

- ・大気汚染や水質汚濁の状況は概ね改善されている一方で、光化学オキシダントや大阪湾の水質(COD)など未だに環境基準の達成が困難な項目や、新たに環境基準が設定された微小粒子状物質もある。
- ・化学物質対策としては、PCBやダイオキシン、アスベストなどの負の遺産の着実な処理を進めていく必要がある。

- ・このため、従来からの各種対策を着実に推進するとともに、健全な水循環系の構築や生き物への配慮といった視点も含め、効果的に対策を進めていくべきである。
- ・さらに、さわやかな空気や水との触れ合いが楽しめるような川といった、より魅力ある環境の創出に向けて、環境質の一層の改善が求められる。

(4) 生物多様性

- ・人間活動による開発や地球温暖化などの影響により生物の多様性が急速に低下していることから、生物多様性の保全について戦略的な取組みが必要である。
- ・一方、人間の働きかけの減少により危機に陥っている里地里山の保全に取り組むとともに、近年問題となっている外来生物対策や、湧水湿地やため池などの湿地の保全についても取り組む必要がある。
- ・また、取組みを進めるに当たり、絶滅のおそれのある種の置かれている状況等の生物多様性に関する現状を的確に把握しておく必要がある。

3. 共通的事項

地域主権・広域連携

- ・大阪市や堺市など府内市町村との役割分担の明確化を図りながら、大阪府の果たすべき役割を示し、環境分野における地域主権の早期確立を図る必要がある。
- ・また、関西の中の大阪という視点に立ち、地域循環圏や関西圏のつながりを踏まえながら、関西広域連合（仮称）での取組推進や近隣府県との連携強化を積極的に図っていくべきである。

環境ビジネスの推進

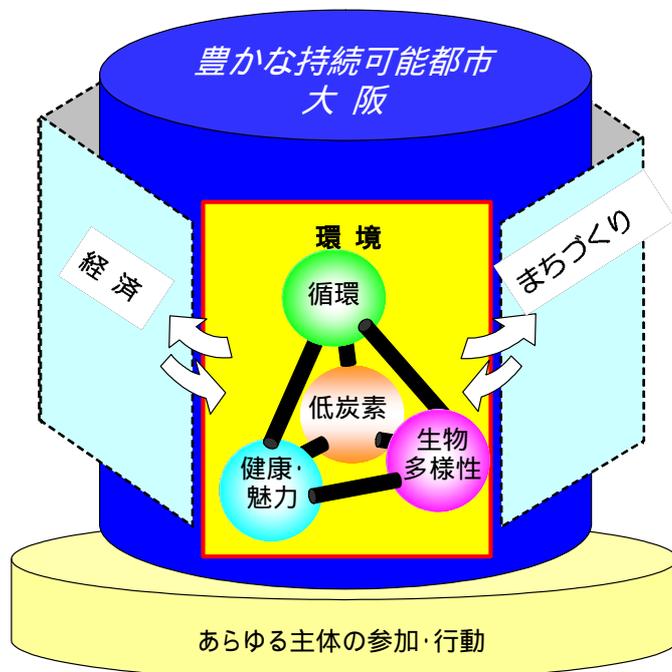
- ・大阪・関西における環境・エネルギー産業の集積を活かし、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を進めていくことが大切である。
- ・また、国際協力の観点から、特にアジア地域に対し、官民連携しながら環境問題の解決に貢献していくべきである。

費用対効果の検証

- ・ 限られた予算の中で「選択と集中」により施策を実施していく中では、費用対効果の事前把握及び検証を行う必要がある。
- ・ なお、環境の施策は多岐に渡る分野と関わりがあるため、多面的な便益の創出があることに留意が必要である。

(案1)

あらゆる主体の「参加・行動」の下、「低炭素」、「循環」、「健康・魅力」及び「生物多様性」の観点を、環境側面だけでなく経済やまちづくり等の側面にも組み入れ、「豊かな持続可能都市・大阪」の構築を目指す。



(案2)

「低炭素」、「循環」、「健康・魅力」及び「生物多様性」の観点を、環境側面だけでなく経済やまちづくり等の側面にも組み入れ、あらゆる主体の「参加・行動」を促すことにより、「豊かな持続可能都市・大阪」の構築を目指す。

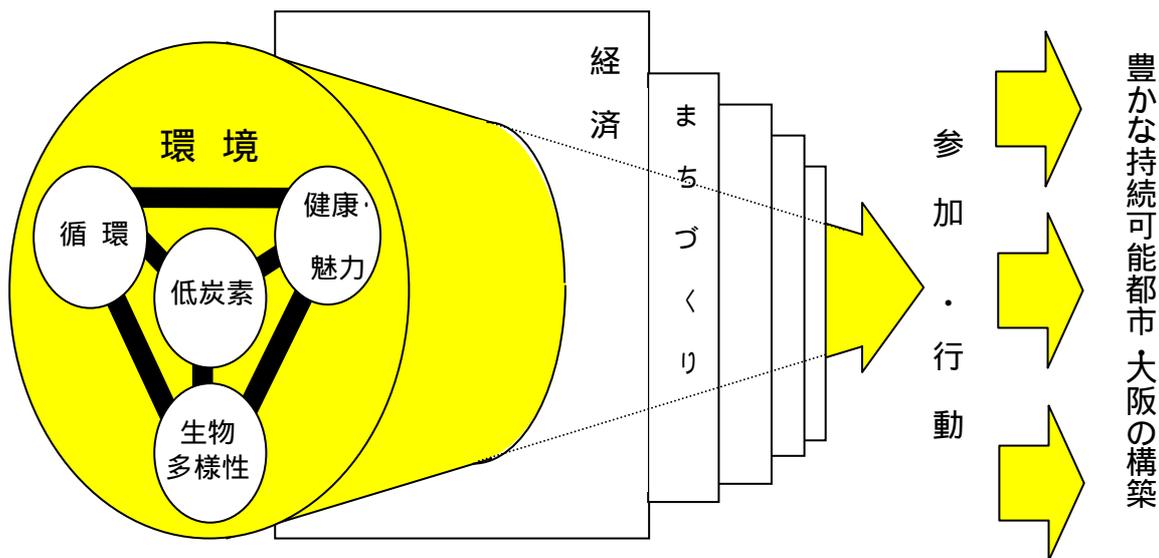


図2 施策展開のあり方

計画の効果的な推進

- ・現在は、年次計画と環境の状況及び施策の実施内容が府議会に報告されている。また、環境の状況及び施策の実施内容については、環境審議会にも報告が行われるとともに、その結果が大阪府環境白書で公表されている。
- ・現行システムは継承していくべきであるが、今後の課題としては、府民参加型システムの構築、環境審議会における進行管理・点検評価の一層の充実等がある。